

2010年4月16日

全国地方銀行協会
会長 小川 是 殿

第二地方銀行協会
会長 小島 信夫 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 松木 静雄

要 請 書

2008年9月のリーマンショックによって落ち込んだ景気は、3月の「日銀短観」で企業の景況感が4期連続で改善されるなど、一定の回復がすすんでいます。しかし、中小企業や地域によっては依然、厳しい状況が続いています。帝国データバンクによっても、09年度の倒産件数は、前年度比2.8%減の12,866件と減少していますが、販売不振など「不況型倒産」が全体の81.2%を占めています。

政府も、「中小企業金融円滑化法」を昨年12月施行、検査マニュアルや監督指針の改定など、「円滑な資金供給」のための施策をすすめています。しかし、金融庁が4月2日に発表した中小企業の業況感・資金繰りに関するアンケート調査（2月）でも、資金繰りDIはマイナス78（前回調査09年11月はマイナス77）で、「資金繰りについては厳しい状況が続いている」と指摘しています。地域金融機関は「円滑化法」施行後、返済条件の変更など積極的な対応をすすめています。社会的責任の一層の発揮が求められています。

投資信託などの金融リスク商品の販売をめぐるのは、ノルマ達成を雇用契約更新の条件にしている金融機関に対し、「過大な目標を設定して金融商品を売りまくっていくことは、善意な投資者に被害がでていくことにつながる」と、亀井金融相が批判しています（3月19日記者会見）。目標（ノルマ）を課しての営業推進は、お客様のニーズより目標達成が優先され無理な販売につながり、苦情やトラブルも増えています。業界全体の信用失墜につながる問題であり、個別行の経営判断に任せず、業界として改善を図っていく必要があると考えます。

コンプライアンスが強調されながら、賃金不払い残業などの労基法違反も依然あとを絶ちません。長時間労働や成果主義の中で、うつ病など「心の病」に罹る従業員も増えており、メンタルヘルス対策が求められています。

私たちは、金融機関とその関連会社に働く労働者の生活と権利を守るとともに、働きがいのある職場をめざして2010年春闘に取り組んでいます。また、地域金融機関が社会的責任を果たすよう求めて運動しています。つきましては、次の事項について、業界団体として取り組まれるよう要請します。

記

1. 中小企業金融の円滑化に努めるとともに、当局への報告など事務負担の増大について、見直しを行政に働きかけること。
2. 投資信託など金融リスク商品の無理な推進につながる「目標（ノルマ）」を課しての販売について、業界として「自粛申し合せ」を行うこと。
3. 賃金不払い残業の一扫や長時間・過密労働の是正、休暇の取得促進、メンタルヘルス対策など、働きやすい職場づくりをすすめること。
4. 金融機関の12月30日休日化の実現に向けて、他金融団体とともに関係当局に働きかけること。

以 上